本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ 本會ハ幼兒保育ノ攺良 發達ヲ圓ルヲ

以テ目的

7 ıν ŧ

グ又ハ幼兒

ダス特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテーケ月金拾 第二條 - 篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係 ア ・シテーケ月金拾錢ヲ醵出! スペ ŀ 認ムル æ

本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

ス (1) 日本の月二十一日之サ開キ保育=関スル液狀、終話、保育=列品幼兒 成綾物展覧會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等の品幼兒 成綾物展覧會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等保育参列品幼兒 成綾物展覧會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等保育参列品幼兒 成綾物展覧會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等保育参列品幼兒 成綾物展覧會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等保育参列品別には「日之サ開キ保育=関スル液獣、終話

前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件 本會ニ左ノ役員ヲ置ク 毎月一回雑誌サ刊行シ之テ會員二配布

第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス 會長き補佐シテ會務ラ掌理ス 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス 會務ヲ總理ス

第十一條「評議員ハ會長ノ特選トス 但シ毎年牛敷チ改選スルモノトス 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲニケ年トス 主幹ハ會長ノ特選トス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ叉ハ 書記ヲ雇入ル .コトチ得ス此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意チ得ルニアラ ザレバ

謹

戦後の教育的經營は 女子教育と幼兒教育

其機關雜誌 たる 本誌は年と共に其内容を 實に其指導者たる可き重責を荷ふ。從つて

との發展に俟つこと切なり。而して本會は

精選し、今叉大に改革を實行せり。

界の爲に盡されんことを。 讀者諸君希くば 益々自重 自信以て我保育

問 題に關して、讀者誘人教育及家庭教育、 讀者諸 君 其他緊要な Ō 質疑

本誌は又一般讀者の自返信料を要す。

の狀態、婦人問題、婦人兒童の遊戯、手毬歌、庭の日誌、各地に於ける婦人教育幼兒保育本誌は又一般讀者の寄稿を歡迎す。殊に家 但投稿は、凡べて左の規則によること、守歌等に付きては、詳細なる報告を望 投稿は、凡べて左の規則によること。 用紙は、白紙、 字詰は、半枚十行廿一

原稿は、一切返附せざるこ名を記入せらるべきこと。 封書の表には、 事項毎に別紙を 一切返附せざること。 凡て婦人と子ども 苚 Ü 别 口 12 住 投 所

字詰、體は楷書。

投稿にして、有益と認 明記せらるべし。

け讀みたい方は左の割合で矢張仝館へ御注文下さ 該館より御送付致します。 御送金の上本會 を纒めて東京京橋區南大工町 り會費は一ケ月金拾錢ですから其 入會なされんとする方は、 へ御申込下さい、 會員にならずに雑誌文 番地 さすれば雑誌は 割合で何 書肆弘道館 會則 12 も ケ 月 る

外 تحا M 金拾錢 郵 稅 册五 六册前金五拾七錢拾貳冊金 厘 ブト

圓拾錢

同 明 治 111 九 年 五 月 五 H 即

月

H

轉 禁

印 刷

東京市神田區館町一丁目十十東京市京橋區南大工町

番 番 曾地計地 藏

行

賣

女子高等師範學校附屬幼

雅園內

金昌堂 東京市京橋區南大工町 北隆舘 東海堂 番地

大

賈

捌

東京堂

載